第66回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

事業報告のⅥ．業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議内容の概要…… 1頁
連結計算書類の連結注記表…… 5頁
計算書類の個別注記表…… 17頁

上記の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ（http://www.calbee.co.jp/ir/meeting.php）に掲載することにより、株主の皆様に提供しております。

カルビー株式会社

Ⅵ．業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議内容の概要

「内部統制システムの基本方針」を平成23年８月３日開催の取締役会にて改定いたしました。その内容は以下のとおりであります。

１．取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する体制

(1) 取締役及び使用人が高い倫理観をもって事業活動に取り組むための規準として「カルビーグループ行動規範」を制定し、COOを議長とするコンプライアンス・リスク対策会議がコンプライアンスの推進およびリスクの最小化を実施する。

外部有識者を入れたコンプライアンス・リスク諮問委員会を設置し、独立性かつ透明性の高い企業統治体制を目指す。コンプライアンス・リスク諮問委員会は、COOおよびコンプライアンス・リスク対策会議に対して必要に応じて提言を行う。

(2) コンプライアンス・リスク対策会議が決定した方針、施策を、各本部・関係会社に配置した倫理・リスク管理推進委員会が実行に移す。

(3) 倫理・リスク管理部はコンプライアンスおよびリスク管理推進に関する基本となるコンプライアンス・リスク管理規程等コンプライアンス・リスク管理に係る規程を整備し、従業員教育、モニタリング等を行い、コンプライアンスおよびリスク管理体制の維持に努める。

(4) 法令違反その他のコンプライアンスに関するグループ内通報制度を活用し、取締役および使用人のコンプライアンス意識の維持・向上を図る。

(5) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、企業の社会的責任および企業防衛の観点から、反社会的勢力との関係遮断の取組みを推進する。

２．取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(1) 取締役の職務執行に係る情報（議事録、決裁記録、会計帳簿、その他の情報）は、文書管理規程その他の社内規程に基づき、適切に保存、管理を行う。

(2) 取締役、監査役およびそれらに指名された使用人はいつでも上記の情報を閲覧できるものとする。

３．損失の危機の管理に関する規程その他の体制

(1) 経営に重大な影響を及ぼすリスクをトータルかつ適切に認識、評価し損失の最小化を図るためコンプライアンス・リスク対策会議を設置し、カルビーグループのリスクの分析やその対応策を検討するとともに、必要に応じて報告を取締役会に行なう。

(2) カルビーグループ全体に関するリスク管理についての基本方針を危機管理規程において定め、緊急事態の発生時にはこれに従って適切かつ迅速に対処する。

４．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 執行役員制導入により、取締役会による意思決定および監督機能と執行役員による業務執行機能とを分離する。

(2) 経営委員会を設置し、重要案件につき執行役員および関連部門責任者が事前に審議を行い、取締役の迅速かつ適正な意思決定を促進する。
(3) 予算管理制度を整備し、月次で業務遂行の進捗管理を行い、課題の抽出および対策の実行につなげる。

5．当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)「カルビーグループ行動規範」に基づきコンプライアンス・リスク対策会議がグループ全体のコンプライアンス・リスク管理の活動を推進する。
(2) 関係会社管理規程を制定し、グループ会社からの重要な情報が伝達される体制を確保する。
(3) 内部監査部門により、グループ全体の事業活動に対するモニタリングを実施する。
(4) グループ会社に対し、それぞれの社内規程に定められた内部統制手続に則り業務の適正な執行を行なうよう指導する。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項
(1) 監査役から補助すべき使用人を置くことの求めがあった場合は、取締役は監査役と具体的な人選を協議し、配置する。
(2) 監査役を補助すべき使用人の任命、評価、異動および懲戒は監査役の意見を徴してこれを尊重する。

7．取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
(1) 取締役および使用人は、会社経営および事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況および結果について監査役に報告する。この重要事項にはコンプライアンスに関する事項、リスクに関する事項および内部統制に関する事項が含まれる。
(2) 取締役は、会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実があることを発見した場合は直ちに監査役へ報告する。
(3) 監査役は、代表取締役との定期的な意見交換をはじめとして、必要に応じて取締役、執行役員および使用人に対して報告を求めることができる。
(4) 監査役は、取締役会だけではなく、経営委員会その他の重要な会議に参加することができる。

8．その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
(1) 監査役は、会計監査人から定期的に報告を受ける。
(2) 取締役は、監査役の職務の適切な遂行のため、監査役と子会社等の取締役、監査役または内部監査部門との意思疎通、情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
(3) 取締役は、監査役の職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携が図れるよう環境を整備する。

【ご参考】

「内部統制システムの基本方針」の改定を平成27年４月22日開催の取締役会にて決議、５月１日付けで改定いたしました。その内容は以下のとおりであります。

1．取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する体制

(1) 取締役及び使用人が高い倫理観をもって事業活動に取り組むための規準として「カルビーグループ行動規範」を制定し、COOを議長とするコンプライアンス・リスク対策会議がコンプライアンスの推進およびリスクの最小化を実施する。

　外部有識者を入れたコンプライアンス・リスク諮問委員会を設置し、独立性かつ透明性の高い企業統治体制を目指す。コンプライアンス・リスク諮問委員会は、COOおよびコンプライアンス・リスク対策会議に対して必要に応じて提言を行う。

(2) コンプライアンス・リスク対策会議が決定した方針、施策を、当社各本部・及び子会社に配置した倫理・リスク管理推進委員会が実行に移す。

(3) 倫理・リスク管理部はコンプライアンスおよびリスク管理推進に関する基本となるコンプライアンス・リスク管理規程等コンプライアンス・リスク管理に係る規程を整備し、従業員教育、モニタリング等を行い、コンプライアンスおよびリスク管理体制の維持に努める。

(4) 法令違反その他のコンプライアンスに関する当社及び子会社内の通報制度を活用し、取締役および使用人のコンプライアンス意識の維持・向上を図る。

(5) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、企業の社会的責任および企業防衛の観点から、反社会的勢力との関係遮断の取組みを推進する。

2．取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(1) 取締役の職務執行に係る情報（議事録、決裁記録、会計帳簿、その他の情報）は、文書管理規程その他の社内規程に基づき、適切に保存、管理を行う。

(2) 取締役、監査役およびそれらに指名された使用人はいつでも上記の情報を閲覧できるものとする。

3．損失の危機の管理に関する規程その他の体制

(1) 経営に重大な影響を及ぼすリスクをトータルかつ適切に認識、評価し損失の最小化を図るためコンプライアンス・リスク対策会議を設置し、当社及び子会社のリスクの分析やその対応策を検討するとともに、必要に応じて報告を取締役会に行なう。

(2) 当社及び子会社に関するリスク管理についての基本方針を危機管理規程において定め、緊急事態の発生時にはこれに従って適切かつ迅速に対処する。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 執行役員制導入により、取締役会による意思決定および監督機能と執行役員による業務執行機能とを分離する。

(2) 経営委員会を設置し、重要案件につき執行役員および関連部門責任者が事前に審議を行い、取締役の迅速かつ適正な意思決定を促進する。

(3) 予算管理制度を整備し、月次で業務遂行の進捗管理を行い、課題の抽出および対策の実行につなげる。

5．当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)「カルビーグループ行動規範」に基づきコンプライアンス・リスク対策会議が当社及び子会社のコンプライアンス・リスク管理の活動を推進する。

(2) 関係会社管理規程を制定し、子会社からの重要な情報が伝達される体制を確保する。

(3) 内部監査部門により、当社及び子会社の事業活動に対するモニタリングを実施する。

(4) 当社及び子会社に対し、それぞれの社内規程に定められた内部統制手続に則り業務の適正な執行を行なうよう指導する。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1) 監査役から補助すべき使用人を置くことの求めがあった場合は、取締役は監査役と具体的な人選を協議し、配置する。

(2) 監査役を補助すべき使用人の任命、評価、異動および懲戒は監査役の意見を徴してこれを尊重する。

(3) 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令に従わなければならない。

7．取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 当社及び子会社の取締役および使用人は、会社経営および事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況および結果について監査役に報告する。この重要事項にはコンプライアンスに関する事項、リスクに関する事項および内部統制に関する事項が含まれる。

(2) 当社及び子会社の取締役、使用人並びに子会社の監査役が、当社または子会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実があることを発見し、またはその報告を受けた場合には、直ちに監査役へ報告する。

(3) 取締役は、監査役に報告をしたことを理由として、当該報告を行った者に対し、不利な取扱いをすることを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。

(4) 監査役は、代表取締役との定期的な意見交換をはじめとして、必要に応じて当社及び子会社の取締役、執行役員および使用人に対して報告を求めることができる。

(5) 監査役は、取締役会だけではなく、経営委員会その他当社及び子会社の重要な会議に参加することができる。

8．その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

(1) 監査役は、会計監査人から定期的に報告を受ける。

(2) 取締役は、監査役の職務の適切な遂行のため、監査役と子会社等の取締役、監査役または内部監査部門との意思疎通、情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。

(3) 取締役は、監査役の職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携が図れるよう環境を整備する。

(4) 監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

以上

連結注記表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

（1）連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数　　22社

連結子会社の名称

カルビーポテト株式会社
スナックフード・サービス株式会社
ガーデンベーカリー株式会社
タワーベーカリー株式会社
スターベーカリー株式会社
株式会社カルナック
カルビー・イートーク株式会社
ジャパンフリトレー株式会社
ICSインベストメント株式会社
Calbee America,Inc.
Calbee North America,LLC
青島カルビー食品有限公司
烟台カルビー商貿有限公司
CFSS Co.Ltd.
カルビー（杭州）食品有限公司
Calbee Four Seas Co.,Ltd.
台北カルビー食品股份有限公司
Haitai-Calbee Co.,Ltd.
Calbee Tanawat Co.,Ltd.
PT. Calbee-Wings Food
Calbee-URC,Inc.
Calbee (UK) Ltd

(連結の範囲の変更)

当社のグローバル戦略のもと、フィリピンにおいて当社製品の参入とシェアの拡大を図るため、平成26年４月に合弁会社であるCalbee-URC,Inc.を設立し、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

また、前連結会計年度において当社の連結子会社であったカルビー食品株式会社は、平成26年７月１日付で、当社を存続会社とし、カルビー食品株式会社を消滅会社とする吸収合併を行ったため、連結の範囲から除外しております。

② 非連結子会社の名称等
非連結子会社はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項
① 持分法を適用している非連結子会社及び関連会社の名称
持分法を適用している非連結子会社及び関連会社はありません。
② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称
(関連会社)
株式会社ポテトフーズ
広島農産物流通事業協同組合
株式会社ソシオ工房
③ 持分法を適用しない理由
持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社のうち、ICSインベストメント株式会社、Calbee America,Inc.、Calbee North America, LLC、青島カルビー食品有限公司、烟台カルビー商貿有限公司、CFSS Co.Ltd.、カルビー（杭州）食品有限公司、台北カルビー食品股份有限公司、Haitai-Calbee Co.,Ltd.、Calbee Tanawat Co.,Ltd.、PT. Calbee-Wings Food、Calbee-URC,Inc.及びCalbee (UK) Ltdの決算日は12月31日であります。
連結計算書類の作成にあたって、３月31日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。
なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計処理基準に関する事項
① 重要な資産の評価基準及び評価方法
（イ）有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
その他有価証券	
時価のあるもの	連結決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの	移動平均法による原価法

（ロ）たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品及び仕掛品	総平均法による原価法 （貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
商品、原材料及び貯蔵品	移動平均法による原価法 （貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

（イ）有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法を採用しております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については定額法を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

また、平成19年３月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から５年間で均等償却する定額法によっております。

（ロ）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（５年）に基づき定額法により償却しております。

（ハ）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年３月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

（イ）貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

（ロ）賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う額を計上しております。

（ハ）役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

（ニ）株式給付引当金

株式交付規程に基づく当社グループの従業員への当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

（ホ）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額の全額を計上しております。

（ヘ）役員株式給付引当金

株式交付規程に基づく当社の取締役等への当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

④　その他連結計算書類の作成のための重要な事項

（イ）繰延資産の処理方法

開業費は、支出時に全額費用として処理する方法を採用しております。

（ロ）退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により費用処理しております。

・小規模企業等における簡便法の採用

当社従業員のうち準社員については、内規に基づく連結会計年度末要支給額の全額を計上しております。

一部の連結子会社については、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

（ハ）外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。

（ニ）消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

（ホ）のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、５年、10年又は20年間の均等償却をおこなっております。

2．会計方針の変更に関する注記

（退職給付に関する会計基準等の適用）

① 当該会計方針の変更の内容及び当該会計方針の変更の理由

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を、割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

② 連結計算書類の主な項目に対する影響額

当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が602百万円増加し、退職給付に係る資産が143百万円、利益剰余金が481百万円それぞれ減少しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響額は軽微であります。

③ 遡及適用をしなかった理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

3．表示方法の変更に関する注記

（連結損益計算書）

前連結会計年度において、区分掲記しておりました「営業外収益」の「再商品化委託料精算金」（当連結会計年度36百万円）については、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度は「その他」に含めて表示しております。

4．追加情報に関する注記

（株式付与ＥＳＯＰ信託）

当社は、当社グループ従業員（以下、「従業員」という。）に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

① 取引の概要

当社は、従業員の当社の業績や株価への意識を高めることにより、業績向上を目指した業務遂行を一層促進するとともに、中長期的な企業価値向上を図ることを目的としたインセンティブ・プランとして、平成26年３月７日に株式付与ESOP信託を導入いたしました。

当社が従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定し、当該信託は、予め定める株式交付規程に基づき、従業員に交付すると見込まれる数の当社株式を、株式市場から予め定める取得期間中に取得します。その後、当該信託は株式交付規程に従い、信託期間中の従業員の業績貢献やビジネスプラン達成度に応じて、当社株式を在職時に無償で従業員に交付します。当該信託により取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

当該信託の導入により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を収受することができるため、株価を意識した従業員の業務遂行を促すとともに、従業員の勤労意欲を高める効果が期待できます。また、当該信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使は、受益者候補である従業員の意思が反映される仕組みであり、従業員の経営参画を促す企業価値向上プランとして有効です。

② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度259百万円、103,400株、当連結会計年度247百万円、98,500株であります。

（業績連動型株式報酬制度）

当社は、取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く。）並びに当社と委任契約を締結している上級執行役員及び執行役員（以下、「取締役等」という。）に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

① 取引の概要

当社は、取締役等を対象に、これまで以上に当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的に、会社業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性の高い役員報酬制度として、平成26年８月６日に業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入いたしました。

本制度は、当社が拠出する取締役等の本制度における報酬額を原資として、当社株式が役員報酬BIP信託を通じて取得され、業績達成度に応じて当社の取締役等に当社株式が交付される業績連動型の株式報酬制度です。ただし、取締役等が当社株式の交付を受ける時期は、原則として、取締役等の退任時となります。

なお、信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとしております。

② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度449百万円、128,800株であります。

5．連結貸借対照表に関する注記

（1）有形固定資産の減価償却累計額　104,838百万円

（2）受取手形割引高　434百万円

6．連結株主資本等変動計算書に関する注記

（1）当連結会計年度末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　133,629,800株

（2）当連結会計年度末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式　228,132株

（注）当連結会計年度期首及び当連結会計年度末日の自己株式数には、信託が保有する自社の株式がそれぞれ、103,400株、227,300株含まれております。また、当連結会計年度における自己株式の株式数の増加は、信託による自社の株式の取得128,800株であり、自己株式の株式数の減少は、信託による自社の株式の交付4,900株であります。

（3）配当に関する事項

① 配当金支払額

平成26年６月25日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

配当金の総額　2,937百万円

（注）配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金２百万円が含まれております。

１株当たり配当額　22円

基準日　平成26年３月31日

効力発生日　平成26年６月26日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

配当金の総額　3,741百万円

（注）配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金６百万円が含まれております。

配当の原資　利益剰余金

１株当たり配当額　28円

基準日　平成27年３月31日

効力発生日　平成27年６月26日

（4）当連結会計年度末日の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

第２回ストック・オプションとしての新株予約権　普通株式　340,000株

7．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、安全性の高い定期預金等で運用することを基本方針としており、金融商品を購入する場合は、資金運用方針等を遵守して実行しております。また、資金調達については、国内連結子会社を対象に、原則として外部からの直接借入を禁止しております。このため、国内連結子会社で必要な資金は当社から調達することとし、当社では、手元資金を勘案し場合によっては外部から調達する方針としております。デリバティブ取引については、為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの信用調査、期日管理及び残高管理を行っております。

有価証券であるコマーシャルペーパー及び合同運用指定金銭信託等は、短期的な資金運用として保有する安全性の高い金融商品であり、信用リスクは僅少であります。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスク及び発行会社の財政状態の悪化リスクに晒されております。これらの投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価及び発行会社の財政状態の把握を行い、市況や取引先企業との関係等を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。また、当社グループでは、国内関係会社を対象にキャッシュマネジメントシステムを導入し、資金の集中・管理を強化しております。

デリバティブ取引は、外貨建金銭債権債務に係る為替相場の変動リスクに対するヘッジを目的として為替予約を行っております。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた資金運用方針等に従って取引を行っております。なお、デリバティブ取引の契約先は、いずれも信用度の高い国内の銀行であるため、相手先の契約不履行による、いわゆる信用リスクはほとんど無いと判断しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

また、「(2) 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額（※）	時価（※）	差額
(1) 現金及び預金	18,891	18,891	―
(2) 受取手形及び売掛金	21,119	21,119	―
(3) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	34,995	34,997	2
その他有価証券	2,090	2,090	―
(4) 支払手形及び買掛金	(9,387)	(9,387)	―
(5) デリバティブ取引	660	660	―

※ 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

※ デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券等は取引先金融機関から提示された価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないもの

連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等	うち１年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	3,304	―	△39	△39
	買建				
	米ドル	6,124	2,323	697	697
	英ポンド	312	―	3	3
	星ドル	344	―	△0	△0

※　デリバティブ取引の時価については、取引先金融機関から提示された価格等によっております。

（注２）非上場株式（連結貸借対照表計上額８百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

（注３）「(3) 有価証券及び投資有価証券」以外に、関係会社株式（連結貸借対照表計上額11百万円）を保有しておりますが、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

８．賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

９．１株当たり情報に関する注記

（1）１株当たり純資産額　　821円97銭

（2）１株当たり当期純利益金額　　105円82銭

（注）株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、１株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、１株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

１株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は183,756株であり、１株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、227,300株であります。

10. その他の注記

（1）減損損失

当社グループは、以下の資産について減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	金額（百万円）
中国浙江省	工場	建物 機械装置及び運搬具 その他有形固定資産	700
栃木県宇都宮市	製造設備	建設仮勘定	55
東京都墨田区他１件	店舗	建物 その他有形固定資産	36
米国カリフォルニア州	製造設備	機械装置	26
滋賀県湖南市	倉庫	建物及び構築物 機械装置	17

① 減損に至った経緯

工場については、継続的に営業損失を計上しており、将来キャッシュ・フローの見積総額が各資産の帳簿価額を下回るため、回収可能価額まで帳簿価額を減額しております。

製造設備については、生産の停止を決定し、今後の利用計画もないことから、回収可能価額まで帳簿価額を減額しております。

店舗については、移転が決定した店舗であるため、回収可能価額まで帳簿価額を減額しております。

倉庫については、取壊しが決定した物件であるため、回収可能価額まで帳簿価額を減額しております。

② 資産のグルーピングの方法

地域別を基本とし、将来の使用が見込まれていない遊休資産については、個々の物件単位でグルーピングしております。

③ 回収可能価額の見積り方法

回収可能価額は、正味売却価額又は使用価値により測定しております。

正味売却価額は、売却や他の転用が困難な資産であるため零として評価しております。

また、使用価値は、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため零として評価しております。

(2) 企業結合等関係

共通支配下の取引等

(当社連結子会社の吸収合併)

① 取引の概要

(イ) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称：カルビー食品株式会社

主要な事業の内容　：水産加工食品、農産加工食品、冷凍食品の製造販売

(ロ) 企業結合日

平成26年７月１日

(ハ) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、カルビー食品株式会社は解散いたしました。

(ニ) 結合後企業の名称

カルビー株式会社

(ホ) 取引の目的を含む取引の概要

グループ経営の効率化とカルビー食品株式会社で行っていた原料調達事業を、当社管理本部に統合し業務継続することにより原材料調達部門の強化を図るため、本合併を行いました。

② 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号　平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号　平成20年12月26日公表分)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
時価のあるもの	決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの	移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品及び仕掛品	総平均法による原価法 (貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)
商品、原材料及び貯蔵品	移動平均法による原価法 (貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については定額法を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

また、平成19年３月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から５年間で均等償却する定額法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（５年）に基づき定額法により償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年３月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

④ 株式給付引当金

株式交付規程に基づく当社グループの従業員への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

⑤ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、従業員のうち準社員については、内規に基づく期末要支給額の全額を計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

（イ）退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

（ロ）数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

⑥ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額の全額を計上しております。

⑦ 役員株式給付引当金

株式交付規程に基づく当社の取締役等への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

② 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
③ 消費税等の会計処理方法
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2．会計方針の変更に関する注記
(退職給付に関する会計基準等の適用)
① 当該会計方針の変更の内容及び当該会計方針の変更の理由
「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。)を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を、割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。
② 計算書類の主な項目に対する影響額
当事業年度の期首の退職給付引当金が500百万円増加し、前払年金費用が138百万円、繰越利益剰余金が412百万円それぞれ減少しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響額は軽微であります。
③ 遡及適用をしなかった理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期
退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

3. 表示方法の変更に関する注記
(損益計算書)
前事業年度において、区分掲記しておりました「営業外収益」の「再商品化委託料精算金」(当事業年度33百万円)については、重要性が乏しくなったため、当事業年度は「雑収入」に含めて表示しております。

4. 追加情報に関する注記
(株式付与ＥＳＯＰ信託)
従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、連結注記表の「４．追加情報に関する注記」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

(業績連動型株式報酬制度)
取締役等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、連結注記表の「４．追加情報に関する注記」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　75,241百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	3,655百万円
長期金銭債権	5,621百万円
短期金銭債務	5,677百万円

6. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

売上高	6,623百万円
仕入高	24,755百万円
販売費及び一般管理費	10,304百万円
営業取引以外の取引	322百万円

(2) 減損損失

当社は、以下の資産について減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	金額（百万円）
栃木県宇都宮市	製造設備	建設仮勘定	55
東京都墨田区他１件	店舗	建物 工具、器具及び備品	36
滋賀県湖南市	倉庫	建物、構築物 機械及び装置	17

① 減損に至った経緯

製造設備については、生産の停止を決定し、今後の利用計画もないことから、回収可能価額まで帳簿価額を減額しております。

店舗については、移転が決定した店舗であるため、回収可能価額まで帳簿価額を減額しております。

倉庫については、取壊しが決定した物件であるため、回収可能価額まで帳簿価額を減額しております。

② 資産のグルーピングの方法

地域別を基本とし、将来の使用が見込まれていない遊休資産については、個々の物件単位でグルーピングしております。

③ 回収可能価額の見積り方法

回収可能価額は、正味売却価額又は使用価値により測定しております。

正味売却価額は、売却や他の転用が困難な資産であるため零として評価しております。

また、使用価値は、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため零として評価しております。

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式	228,132株

(2) 従業員等及び取締役等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する事項

① 当事業年度期首及び当事業年度末日の自己株式数に含まれる信託が保有する自社の株式数

当事業年度期首	103,400株
当事業年度末日	227,300株

② 当事業年度に増加又は減少した自己株式数に含まれる信託が取得又は売却、交付した自社の株式数

増加（信託による自社の株式の取得）	128,800株
減少（信託による自社の株式の交付）	4,900株

③ 配当金の総額に含まれる信託が保有する自社の株式に対する配当金額

配当金額	６百万円

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）

賞与引当金	968百万円
未払費用	795百万円
未払事業税	308百万円
株式給付引当金	27百万円
役員株式給付引当金	42百万円
退職給付引当金	714百万円
役員退職慰労引当金	85百万円
株式報酬費用	8百万円
減価償却費	81百万円
減損損失	119百万円
関係会社株式評価損	257百万円
資産除去債務	97百万円
子会社に対する資産譲渡損	120百万円
その他	369百万円
繰延税金資産小計	3,999百万円
評価性引当額	△778百万円
繰延税金資産合計	3,220百万円

（繰延税金負債）

その他有価証券評価差額金	△272百万円
土地圧縮積立金	△199百万円
建物圧縮積立金	△100百万円
資産除去債務	△33百万円
子会社に対する資産譲渡益	△50百万円
繰延税金負債合計	△655百万円
差引：繰延税金資産の純額	2,565百万円

9. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備等の一部については所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

10. 関連当事者との取引に関する注記

（1）子会社及び関連会社等

（単位：百万円）

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注７）	科　目	期末残高（注７）
子会社	カルビーポテト株式会社	所有 直接100%	当社製品の原材料の仕入先 役員の兼任	原材料の購入（注１）	21,038	買掛金	1,631
子会社	ガーデンベーカリー株式会社	所有 直接100%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付（注２）	－ （注６）	短期貸付金	1,604
子会社	ジャパンフリトレー株式会社	所有 直接100%	資金の借入 役員の兼任	資金の借入（注３）	－ （注６）	短期借入金	1,627
子会社	Calbee North America, LLC	所有 間接 50%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付（注４） 貸付金の回収 利息の受取（注４）	1,661 493 59	長期貸付金（注５） その他（流動資産）	4,159 14

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）原材料の購入については、市場の実勢価格を勘案して価格を決定しております。

（注２）ガーデンベーカリー株式会社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

（注３）ジャパンフリトレー株式会社からの資金の借入については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は差し入れておりません。

（注４）Calbee North America,LLCに対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

（注５）Calbee North America,LLCに対する長期貸付金のうち、1,117百万円は１年内回収予定の長期貸付金であります。
（注６）継続的取引契約に係る支払代行分については、取引金額から除いております。
（注７）取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

（2）役員及び個人主要株主等

（単位：百万円）

種類	氏名	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注２）	科　目	期末残高
役員及びその近親者	伊　藤　秀　二	被所有 直接0.05％	当社代表取締役社長	新株予約権の権利行使	20 （注１）	―	―

取引条件及び取引条件の決定方針等
（注１）平成21年６月24日開催の定時株主総会決議により、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき付与されたストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しております。
なお、「取引金額」欄は、当事業年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。
（注２）取引金額には消費税等は含まれておりません。

11．１株当たり情報に関する注記

（1）１株当たり純資産額　746円59銭

（2）１株当たり当期純利益金額　97円49銭

（注）株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、１株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、１株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。
１株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は183,756株であり、１株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、227,300株であります。

12. その他の注記

共通支配下の取引等

（カルビー食品株式会社との吸収合併）

① 取引の概要

（イ）結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称：カルビー食品株式会社

主要な事業の内容　：水産加工食品、農産加工食品、冷凍食品の製造販売

（ロ）企業結合日

平成26年７月１日

（ハ）企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、カルビー食品株式会社は解散いたしました。

（ニ）結合後企業の名称

カルビー株式会社

（ホ）取引の目的を含む取引の概要

グループ経営の効率化とカルビー食品株式会社で行っていた原料調達事業を、当社管理本部に統合し業務継続することにより原材料調達部門の強化を図るため、本合併を行いました。

② 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成20年12月26日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　平成20年12月26日公表分）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

メ　モ　欄



見やすく読みまちがえにくいユニバーサル
デザインフォントを採用しています。